

令和 2 年 3 月 25 日
契約責任者 東日本高速道路株式会社 関東支社
水戸工事事務所長 増渕 善明

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

なお、本件工事は契約締結後、労働者確保に要する計画に変更があった場合、必要となる費用について設計変更を行う試行対象工事です。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1-1 工事の名称	首都圏中央連絡自動車道 小池高架橋（下部工）工事
1-2 工事場所	自）茨城県稲敷郡阿見町小池 至）茨城県稲敷郡阿見町小池
1-3 工事種別	土木工事（等級 C）
1-4 工事概要	本工事は、首都圏中央連絡自動車道の 4 車線化事業において、牛久阿見 IC～阿見東 IC 間に位置する小池高架橋の下部工の改築を行うものである。
1-5 工期	契約保証（履行ボンド）取得の日の翌日から 360 日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2-1 指名競争入札実施理由	東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 6 条第 2 項－②－ア）に該当するため
2-2 指名通知の日	令和 2 年 3 月 25 日
2-3 指名基準	(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 17 年度細則第 16 号）」第 6 条の規定に該当しない者であること。 (2) 指名通知の日において、工事種別「土木工事」にかかる東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有し、かつ「等級 C」の認定を受けていること。 (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO 東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格及び等級の再認定を受けていること。 (4) 指名通知の日において、NEXCO 東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成 18 年 8 月 7 日東高契第 269 号）」に基づき、「地域 3」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと。 ※指名通知の日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、競争に参加することができない。 (5) 平成 16 年度以降に、元請として完成及び引き渡し完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。 ・躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端又は上端までの高さの代表値）9m 以上のコンクリート橋脚の工事 ただし、NEXCO 東日本が発注した、「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金

	納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績でないこと。 (6) 次に示す本件工事に係る設計業務等の受注者でないこと。 〔設計業務等の受注者〕 ・首都圏中央連絡自動車道 小池高架橋橋梁設計検討業務 (受注者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ) (7) 次に示す監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者として、本件工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工（調査等）管理業務の受注者でないこと。 〔施工管理業務の受注者〕 ・首都圏中央連絡自動車道 つくば阿見地区施工管理業務 (受注者：株式会社クリエート) (8) 平成 29 年度・30 年度に完成した NEXCO 東日本における「土木工事」及び「のり面処理工事」の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。 (9) 指名通知の日において、茨城県内に本店、支店又は営業所等の本件工事を施工するために必要な機関を有していること。 <u>(10) 平成 16 年度以降に NEXCO 東日本関東支社において、指名基準(5)の同種工事の施工実績を有していること。(注) 指名は、「4-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係」に関わらず行っているため、指名者であっても、入札に参加しようとする者の間に上記関係がある場合は、競争参加は認められないので注意すること。</u>
--	---

3. 指名を受けていない者(非指名者)の競争参加に関する事項

3-1 非指名者の競争参加資格	非指名者のうち次の①又は②のいずれか及び③に該当する者は本件競争入札に参加することができる。ただし、指名基準(5)の同種工事の施工実績については、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。 ①NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」の有資格者のうち指名基準の(1)から(3)及び(5)から(8)を満たす者 ②NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」の無資格者のうち指名基準の(1)、(3)及び(5)から(8)を満たす者 ③審査基準日（「3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加に関する事項」中「3-4 競争参加に必要な手続」(1)に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日をいう。以下同じ。）から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。
3-2 競争参加に必要な条件	(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること。《①、②の者ともに必要》 なお、「競争参加資格あり」と通知された者であっても、審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3」において競争参加資格停止を受けた場合は、当該者の競争参加資格を取り

	消すものとし、以後の入札手続きには参加することができない。 競争参加資格確認結果通知予定：令和２年４月２４日（金） (2) 開札執行の日において工事種別「土木工事」にかかる NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有し、かつ「等級 C」の認定を受けていること。《②の者のみ必要》
3-3 契約図書の配布方法等	配布期間：令和２年３月２５日（水）から令和２年４月１５日（水）まで 配布方法：標準契約書案【土木工事契約書】、入札者に対する指示書【郵送入札】《工事（土木・施設）共通》、その他必要な設計図書等（金抜設計書、特記仕様書、その他入札関係書類）は、NEXCO 東日本のホームページよりダウンロードすること。 （標準契約書案・入札者に対する指示書等） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ （設計図書等） http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ ※ 本件の契約締結日は令和２年４月１日以降を予定していることから、民法改正等に伴い、中央建設業審議会の公共工事標準請負契約約款改正（令和元年 12 月）等を踏まえ、当社の契約書、共通仕様書、入札者に対する指示書、様式等を変更する予定があり、変更内容が確定し次第、当社ホームページに掲載するので確認すること。
3-4 競争参加に必要な手続	(1) 競争参加資格確認申請書の作成及び提出《①、②の者ともに必要》 作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり ただし、経常建設共同企業体で申請する場合は、「経常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書」の写しを併せて提出すること。 提出期限：令和２年４月１５日（水） 16 時 提出場所：NEXCO 東日本 関東支社 水戸工事事務所 庶務課 （住所）〒311-4152 茨城県水戸市河和田 1-1814-1 （電話）029-253-3000 提出方法：持参又は郵送（書留郵便もしくは信書便）（提出期限までに必着） 【正 1 部、副 1 部】 なお、下記 5-1 に示す当初見積書についても、上記提出期限までに提出すること。 (2) NEXCO 東日本の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」審査申請書の作成及び提出 <u>《【要注意】②の者のみ必要》</u> 作成方法：NEXCO 東日本ホームページ『平成 31・32 年度競争参加資格審査のご案内【工事】』参照 （http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/） 提出期限：下記の提出場所に確認すること。 提出場所：NEXCO 東日本本社経理財務部調達企画課 （住所）〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2 （電話）03-3506-0214 提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送（書留郵便）でのみ受付（提出期限までに必着） 〔宛名面に「緊急認定」と記載すること。〕

4. 競争参加資格に関する事項

4-1 設計業務等の受注者等との資本又は人事面の関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す本件工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。 ①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。 イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者 ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 ②設計業務等の受注者 ・首都圏中央連絡自動車道 小池高架橋橋梁設計検討業務 (受注者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ)
4-2 施工（調査等）管理業務の受注者等との資本又は人事面の関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。 ①「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。 イ) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者 ロ) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 ② 施工（調査等）管理業務の受注者 ・首都圏中央連絡自動車道 つくば阿見地区施工管理業務 (受注者：株式会社クリエート)
4-3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に、指名者、指名を受けていない者（非指名者）に関わらず以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。 1. 資本関係

	以下のいずれかに該当する二者の場合。 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 2. 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 【役員の定義】 会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。 ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ②会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 ③会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） ④組合の理事 ⑤その他業務を執行する者であって、①～④までに掲げる者に準ずる者 【管財人の定義】 民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人 3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
4-4 競争参加資格に関する留意事項	本件工事の受注者、本件工事の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工（調査等）管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工（調査等）管理業務」を請負うことはできない。

	なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①又は②に該当する者である。 ①当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者 ②業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者
--	--

5. 入札・開札に関する事項

5-1 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項	(1) 本件工事は、入札前に入札者に対し NEXCO 東日本が指定する交渉対象項目に係る見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式の対象工事である。 (2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から当初見積書の提出を求め、当初見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者のうち 3 者（入札者が 3 者以下の場合は全ての入札者をいい、以下「選抜交渉対象者」という。）との間で、当初見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず選抜交渉対象者から最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。 なお、3 者を超えて選抜交渉対象者を選抜する場合がある。 (3) 入札者は、当初見積書を次に示すとおり提出しなければならない。 ①当初見積書提出期限 上記 3-4 (1) に示す競争参加資格確認申請書の提出期限に同じ ②当初見積書提出場所 NEXCO 東日本 関東支社 水戸工事事務所 庶務課 ③当初見積書提出方法 持参又は郵送（書留郵便もしくは信書便）（提出期限までに必着） ④提出書類 当初見積書（様式 3-1～3-3）【1 部】 当初見積書（様式 3-1～3-3）を Microsoft Excel にて作成し、保存した電子記録媒体（CD-R）【1 部】 (4) 上記 (3) に示す提出期限までに当初見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者は、その後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。 (5) 入札前価格交渉は、当初見積書提出期限以後令和 2 年 5 月 11 日（月）から令和 2 年 5 月 29 日（金）までの間に対面方式で実施することを予定しており、詳細な日時・場所については、別途連絡を行うので、選抜交渉対象者はこれに応じなければならない。 ただし、NEXCO 東日本が必要と判断した場合は、対面方式ではなく電子メール又は電話方式（以下「電子メール等」という。）により交渉を行う場合があり、その場合は、選抜交渉対象者へその旨連絡する。なお、電子メール等は、NEXCO 東日本から当初見積書又は申請書に記載された担当者宛て行う。
------------------------	--

- (6) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び当初見積書（様式 3-1～3-3）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。
- ただし、選抜交渉対象者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本件工事の競争参加資格の取消を行う場合がある。
- (7) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての選抜交渉対象者と各々 1 回以上行うことを原則とするが、交渉状況に応じて複数回行うことがある。
- (8) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において（交渉方法が電子メール等による場合は電子メール等において）確認を行うものとする。
- (9) 選抜交渉対象者は、上記 (8) において合意された事項を反映させた最終見積書（様式 3-1～3-3）を次に示すとおり提出しなければならない。
- また、入札前価格交渉によっても当初見積書（様式 3-1～3-3）から変更が生じない場合も同様とする。
- ① 最終見積書提出期限 下記 5-2（1）に示す入札書の提出期限に同じ
- ② 最終見積書提出場所 NEXCO 東日本 関東支社 水戸工事事務所 庶務課
- ③ 最終見積書提出方法 書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）
- 最終見積書は、入札書と同時に提出すること。なお、同時提出にあたっては、「最終見積書」と「入札書を封かんした封筒」を別の封筒に封かんし、一つの封筒により提出すること。封かんの方法については、入札者に対する指示書 [16] を参照のこと。
- ④ 提出書類 最終見積書（様式 3-1～3-3）【1 部】
- 最終見積書（様式 3-1～3-3）を Microsoft Excel にて作成し、保存した電子記録媒体（CD-R）【1 部】
- (10) 上記 (9) に示す提出期限までに最終見積書の提出がされない場合は、選抜交渉対象者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、選抜交渉対象者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (11) 選抜交渉対象者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が 1 項目でもある場合は、当該選抜交渉対象者が行った入札は無効とする。
- (12) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いはいしない。
- (13) 当初見積書又は最終見積書において NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加

	資格停止等の措置を講じる場合がある。
5-2 入札・開札執行	(1) 入札書の提出 提出期限：令和2年6月5日（金）16時 提出場所：NEXCO 東日本 関東支社 水戸工事事務所 庶務課 提出方法：書留郵便又は信書便（提出期限までに必着） なお、提出後はいかなる理由があろうとも差替え、変更、取下げには一切応じないため、提出の際には不足・不備・不整合等ないよう十分確認の上、提出すること。 (2) 開札 開札日時：令和2年6月23日（火）10時 開札場所：NEXCO 東日本 関東支社 水戸工事事務所 入札室 (3) 開札への立会いのない場合の取扱いについて 開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。 (4) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照すること。 (5) 落札者の決定方法 自動落札方式 (6) 単価表の提出及び確認 当初の入札に際し、当初の入札書に記載の入札金額に対応する単価表の提出を求める。なお、入札時に単価表の提出のない者がした入札は無効とする。 単価表は、当社が配布した金抜設計書に、単価及び金額を記録した上で、Microsoft Excel により作成することとし、次に示す通り各媒体ごとに1部ずつ提出するものとする。 ①単価表データを保存した CD-R ②単価表データを出力した書面 提出された単価表は、返却しない。 (7) 低入札価格調査 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。 なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。 また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。 低入札価格調査については、入札者に対する指示書 [25] を参照すること。

6. その他の事項

6-1 質問の受付	(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。 ①受付期間：指名通知の日から令和2年5月22日（金）16時まで ②受付場所：NEXCO 東日本 関東支社 水戸工事事務所 庶務課 ③受付方法：質問書面（様式自由）を持参又は郵送（書留郵便もしくは信書便）（受付期間内必着） (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。 ①回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を除く） ②回答方法：NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「本件公告名」の「備考」）に掲載する (http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/) (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本ホームページを参照すること。 (http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html)
6-2 その他	(1) 入札保証：不要 (2) 契約保証：必要 入札者に対する指示書 [29] 参照のこと。 (3) 契約書の作成：必要 入札者に対する指示書 [30] 参照のこと。 (4) 入札の無効 入札者に対する指示書 [27] に該当する入札は無効とする。 (5) 支払条件 前金払：請負代金額が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の場合には「無」 「有」の場合は請負契約書34条1項に基づき前金払の請求をすることができる。 部分払：「有」請負契約書37条1項に基づき部分払いの請求をすることができる。 (6) スライド条項の適用 請負契約書第25条第5項（単品スライド）及び第6項（インフレスライド）について適用する。 (7) 配置技術者 契約締結後、特記仕様書に示す資格等（工事経験を求めている場合も含む）を有する技術者を配置できる者であること。 (8) 三者協議会に関する事項 本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議（以下「三者協議会」という。）を実施する対象工事である。

	なお、三者協議会の実施方法について以下に示す。 ①NEXCO 東日本が、当該工事にかかわる設計者の同意が得られた場合は、落札者は、NEXCO 東日本及び設計者と「三者協議会の開催に関わる協定書」を締結するものとする。 ②三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要の都度開催する。なお、開催に関わる事務は NEXCO 東日本が行うものとする。 1) 工事着手前に当該工事の設計の理念及び意図を確認する場合 2) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合 3) その他施工改善提案等について、受注者若しくは設計者から発注者に申し出があり、発注者がその開催を必要と認めた場合 ③三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO 東日本が負担する。
--	---

注) 非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から 7 日（休日を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができます。説明を求める場合の手続については、競争参加資格確認結果通知において示します。

【入札手続参加に必要な書類の確認事項】

1. 入札手続に参加するために必要な書類は次のとおりです。入札公告及び入札者に対する指示書を熟読のうえ、入札に参加してください。また、提出前に今一度、不足がないか確認してください。

必要な書類	チェック欄		提出期限
【指名を受けていない者のみ】 競争参加資格確認申請に必要な書類			
①入札公告 3-4 に示す競争参加資格確認申請	様式 1	☐	令和 2 年 4 月 15 日（水） 16 時必着
②施工実績	様式 2	☐	
入札前価格交渉に必要な書類			
③入札公告 5-1（3）④に示す当初見積書	様式 3-1	☐	令和 2 年 4 月 15 日（水） 16 時必着
	様式 3-2		
	様式 3-3		
【選抜交渉対象者のみ】 ④入札公告 5-1（9）に示す最終見積書	様式 3-1	☐	令和 2 年 6 月 5 日（金） 16 時必着
	様式 3-2		
	様式 3-3		
入札に必要な書類			
⑤入札書	☐		令和 2 年 6 月 5 日（金） 16 時必着
⑥単価表	☐		
⑦総合評定値通知書（経審）の写し	☐		

2. その他

○本入札にご参加いただくためには、上記に示す「当初見積書」及び「最終見積書」の提出が必要です。当初見積書及び最終見積書の提出がなく、入札書をご提出いただいた場合は、当該入札書は無効となります。

※選抜交渉対象者でない場合は、最終見積書の提出は必要ありません。

○入札に必要な書類に不足がある場合、入札に参加出来ません。

○入札に必要な書類は、提出期限を経過した後、差替え、再提出はできません。

拡大型指名競争入札方式について

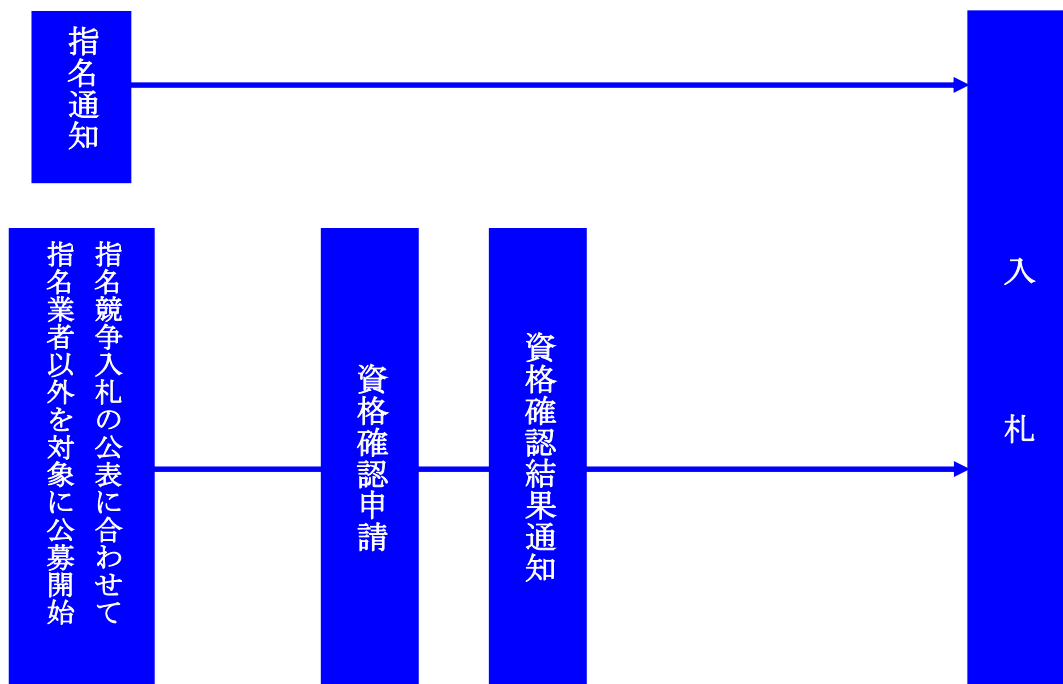
○ 概要

拡大型指名競争入札方式は、公募を併用した指名競争入札方式であり、当社に資格登録している有資格者で、当社が設定した競争参加資格要件（指名基準）を満たす者を全者指名するとともに、当該指名業者以外を対象に競争参加者を公募し、資格が確認された全ての者に対し、入札参加を認めるものです。

○ 目的

入札不調となる恐れの高い工事については、指名競争入札により確実な競争参加者を確保するとともに、公募により指名業者以外の者の競争参加を求めることで、競争性の拡大を図り、調達の実確性を高めるため行うものです。

○ 手続きの流れ



※なお、平成 31・32 年度競争参加資格の無資格者は、開札の日までに、必要な工種にかかる資格の認定を受ける必要があります。

※指名業者、指名を受けていない者（非指名者）に関わらず、本件工事における配置技術者に必要とされる資格及び工事実績は、特記仕様書に記載しておりますのでご確認の上入札に参加下さいますようお願いいたします。